

## 告 示

### 埼玉県告示第四百二十八号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和三年四月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

表ツベルクリン反応検査及び予防接種の項金額の欄中「五、一〇〇円」を「五、二二〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一一、〇八〇円」に、「五、二二〇円」を「五、二二〇円」に、「九、三八〇円」を「九、六〇〇円」に、「六、六三〇円」を「六、八五〇円」に、「七、七四〇円」を「八、七八〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、一一〇円」に、「一四、一四〇円」を「一三、八三〇円」に、「九、四三〇円」を「九、五三〇円」に改める。